

第132号

令和7年11月1日発行
(公社)札幌西法人会

札幌西法人会

検索

e-mail info@nishi-houjinkai.or.jp



●発行所 公益社団法人札幌西法人会 〒064-0823 札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル3F ☎624-5788 FAX624-5799



7. 9. 18 第19回 全国女性フォーラム北海道大会（札幌）

目 次

インターネットセミナーのご案内	2
北海道法人会連合会 令和8年度税制改正の提言	3～10
全国女性フォーラム北海道大会（札幌）	11
私たちが公益法人を支えます（新入会員）	11
札幌市からのお知らせ（特別徴収）	12
いまでも昔もお金は欲しいのだ	13
札幌西法人会 担当税理士の紹介	13
札幌西税務署からのお知らせ（大変便利なキャッシュレス納付）	14～15
参考図書無料贈呈のご案内	16

札幌西法人会よりインターネットセミナーのご案内

札幌西法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/sapporonishi/>

札幌西法人会 検索で検索いただけます ログイン

インターネット・セミナー

初級者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー
～経理の知識・ルール・流れをゼロの基礎から学ぶ～

視聴は無料です

1.経理は抱られる存在！できる経理になる。

はじめに

経理とは何の略？ 経営管理

経理資料って何の役に立つ？
→ 会社の 経営状況 がひとめでわかる

経理資料は社長にとって
今後の 重要な経営指針 となる

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID ●●●●● パスワード ●●●●● ログイン

ID・パスワードは

会員ID: **hj1103** パスワード: **0763**

会員の方は700タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

日本が誇る
“きもの”文化（後編）

番付け師 / きもの研究家
三宅 てる乃

お勧め

世界に茶レンジ！
茶ンス？をつかんだ話

株式会社興隆の茶本舗ティーコーディネーター
中坊 敏也

お勧め

不確実な今を
生き抜くための交渉力

株式会社ビジネス交渉戦略研究所代表取締役
生駒 正明

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 信頼を築き、成果を出す！ 「傾聴力」と「質問力」	生駒 正明	47分	一般経営	NEW AIで変わる仕事の未来	久原 健司	29分
	NEW 経営者のための「演じる」 コミュニケーション術	桑山 元	35分		マーケティング思考とAI活用 公開期限：2025年10月末まで	小野 慎介	43分
	金星コミュニケーション	田中 知子	28分		AIを使ってお金をかけずに採用	菅野 弘達	50分
経済政治	戦後80年 日本経済の軌跡と岐路	岡田 晃	40分	パソコン	NEW 「Canva」実践講座 SNS投稿画像の作り方 公開期限：2025年11月末まで	志鎌 真奈美	75分
法律	労働問題で足をすくわれない 経営を目指して	米澤 章吾	61分		誰でも簡単にチラシが作れる 「Canva」実践講座 公開期限：2025年9月末まで	志鎌 真奈美	74分
ライフスタイル	日本一の玉露と抹茶を楽しもう！	中坊 敏也	24分	税務・経理・財務	経理担当者向け 経理の基礎 ～財務諸表編～ 公開期限：2025年9月末まで	今関 博喜	76分
	親が知るべき！ 子どものスマホ安全ガイド	鈴木 朋子	40分		会社のお金の悩み解決講座 第1回	仲光 和之	8分
	科搜研ってどんなところ？	雨宮 正欣	36分	労務	会社と従業員を守る 「トラベルリスクマネジメント」	田邊 良学	40分
	将来の不安をスッキリ解消！ 一生役立つお金の知識	加藤 博	52分		働きながら介護する時代の 「仕事と介護の両立環境」セミナー	田畑 啓史	47分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは札幌西法人会事務局まで **TEL:011-624-5788**

北海道法人会連合会 令和8年度 税制改正提言事項

去る10月3日、旭川市に於いて第62回税制改正提言全道大会が開催され、出席者670名（当会22名）の賛同により令和8年度税制改正事項が採択されました。

10月16日全国高知大会において全国の意見が集約・取りまとめられ、関係各機関・国会議員に提言していく予定です。

北海道法人会連合会の「税制改正提言」は次のとおり。

《スローガン》

- 財政健全化は国家的課題。本格的な歳出・歳入の一体的改革を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 中小法人軽減税率の特例措置の本則化と適用所得金額の大幅な引き上げを！
- 事業承継は企業永続の喫緊の課題。時限措置ではなく恒久化した事業承継税制の創設を！
- 中小企業の成長を妨げかねない外形標準課税の適用拡大には断固反対！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。活性化に向けた実効性ある支援を！

《基本的課題》

Ⅰ 財政健全化に向けて

- 我が国の長期債務残高は、国と地方を合わせて1,300兆円を超し、国内総生産（GDP）の2.1倍と先進国の中で突出している。
- 防衛力の抜本強化として、防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円としたが、財源の大半を「歳出改革」や「決算剰余金の活用」から捻出するとしており、財源として安定性を欠いている。また、その財源確保のための税制措置の内、所得税については、いわゆる「103万円の壁」の引き上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することとしており、実施時期は未だ不透明である。
- こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに総額3.6兆円の予算規模としたが、その財源は「歳出改革」や「既定予算の最大限の活用」、医療保険料とあわせて徴収する「支援金制度」により賄うこととしており、歳出改革等が想定通りに進まなければ国債頼みとなってしまう。
- 少子化対策には安定財源が不可欠であり、支援金制度で財源を確保していくには限界がある。また、令和8年度より社会保険料負担の上乗せという形で支援金制度が始まるが、実質的には隠れ増税である。
政府は負担の議論から逃げず、社会保険料や消費税を含めた財源確保策を検討しなければ、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させることは難しい。
- 政府は、「経済・財政新生計画」において、2030年度まで引き続き経済再生と財政健全化を両立させることとしている。また、骨太の方針2025では、「基礎的財政収支を2025年度から2026年度を通じて可能な限り早期の黒字化を目指す」「PBの黒字化を続け、政府の国内債務残高対GDP比をコロナウィルス渦前の水準に安定的に引き下げる」目標を掲げている。

- 日本銀行は、昨年3月マイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利が引き上げられた。財務省の試算によれば、経済成長や金利上昇が続けば、将来的には税収増より国債の利払い費の方が増えることが想定されている。
- 財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入については安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行することを強く求める。
- 金利のある世界に回帰した中、金利上昇を見据えた財政健全化が必要である。今後、国債の利払い費増は免れないが、国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え成長を阻害することが考えられる。政府と日銀は健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営を強く求める。

II 社会保障制度に対する基本的考え方

- 団塊の世代すべてが後期高齢者を迎えたが、高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（令和6年度約138兆円）に達する見込みである。
- 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する必要がある。
- 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革により、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。
- 公的年金については、年金財政の検証を踏まえ厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが課題となっている。
- 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直し、さらに、ジェネリック医薬品の安定した供給体制の構築を強く求める。
- 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すことを強く求める。
- 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用を強く求める。
- 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが強く求められる。
- 中小企業は、物価が急激に上昇する中であって、物価上昇を上回る賃上げを求められているなど、厳しい経営を強いられている。さらに、昨年10月から社会保険の適用が拡大(従業員数51人以上)され、賃金要件(月8.8万円以上)は3年以内に、企業規模要件(従業員数)は10年かけて撤廃し、いわゆる「106万円の壁」の解消を図ることとしている。
- 現在、「106万円の壁」解消への対応として、扶養から外れる人の厚生年金など保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する制度がある。
また、「130万円の壁」への対応として、繁忙期の残業代により収入が一時的に上がった場合、事業主の証明により引き続き被扶養者認定されることとなっている(キャリアアップ助成金)。

- また、政府は、新たな厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減措置」として、労使折半として
いる保険料を、年収151万円未満までは企業側がより多く負担できる仕組み（企業負担割合は労働者と事業主の合意）を検討しており、多く支払った企業にはその分を全額支援（最大3年間、
3年目は半減）する助成措置を講じることとしている。
しかし、これらの制度は一時的な措置であり抜本的な解決には至っておらず、さらに年金加入者
間で不公平が生じることとなる。
- 中小企業における事業主の社会保険料負担は年々増加しており、過度な保険料負担を抑制すると
ともに、女性の就労支援や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、
税制と社会保障を一括して議論し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を強く求める。

III 行政改革の徹底

- 先般の政治資金問題により、国民の政治に対する不信感が高まっており、国民の納税意欲を著し
く阻害している。政治資金の透明性の向上、使途の適正化、罰則の厳罰化を強く求める。
- 財政健全化は、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・
議会は、自ら身を削って行政改革を徹底し、特に、次の事項について、直ちに明確な期限と数値
目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
 - ・国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制、調査研究広報滞在費や政務活動費等の
適正化。
 - ・厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と、能力を重視した賃金体系に
よる人件費の適正化。
 - ・特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - ・PDCAサイクルを確立し、各省庁による事業のチェックを継続的に実施すること。また、民間
活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促すこと。

IV 今後の税制改革のあり方

- 今後の税制改革に当たっては、税負担の公平性、応能負担の原則に基づき、納税者に信頼され徴
税コストに留意した簡素でわかりやすい税制と、地域経済を牽引する中小企業の持続的な成長を
阻害せず後押しする税制を強く求める。
- 税制改革検討の視点として、「経済の持続的な成長と雇用の創出」、「少子高齢化や人口減少社会の
急進展」、「デジタル化や働き方の多様化」、「グローバル競争とそれがもたらす所得格差など経済
社会の大きな構造変化」、「国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整
合性」等への対応を踏まえた上で、税制全体の抜本的な見直しを強く求める。

《税目別課題》

I 法人課税について

1 法人実効税率について

平成28年度の税制改正において目標としていた「法人実効税率20%台」が実現し、我が国の法人実効税率は29.74%となった。

一方、経済協力開発機構（OECD）加盟国は、令和3年10月、法人税率の国際的な引き下げ競走に歯止めをかけるため国際的な最低税率を15%とする課税ルールに合意し、加盟国の平均法人実効税率は23.52%と我が国を下回っている。

また、我が国の防衛力強化のための財源を確保するため、基準法人税額から500万円を控除し税率4%を課す新たな付加税「防衛特別法人税」が令和8年4月から導入され、これにより法人実効税率も1%弱の増税になる。

我が国の法人税は、諸外国に比較し未だ高い水準にあり、物価高や人手不足が常態化する中で、厳しい経営環境に置かれている中小企業の状況に鑑み、これ以上の法人実効税率の引き上げは実施しないよう強く求める。

2 課税ベースの拡大について

(1) 欠損金の繰越控除制度の拡充

地域経済と雇用の70%を支える中小企業の多くは、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益の赤字・黒字を繰り返している。

赤字を翌期以降の黒字と相殺できる欠損金の繰越控除制度は、中小企業にとって欠かすことのできない制度であり、その経営安定に重要な役割を果たしている。

中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の控除限度額を引き下げることなく、繰越期間（10年）を無期限とするような制度の拡充を求める。

(2) 外形標準課税の適用拡大反対

法人事業税の所得割に加え、付加価値割及び資本割という外形基準によって課税する外形標準課税は、赤字企業も課税されるばかりでなく、付加価値割は賃金への課税となり、企業の雇用意欲を阻害し、我が国の喫緊の課題である賃上げの取り組みにも逆行する。

現在、中小企業は本税制の対象外であるが、雇用や企業経営に甚大な影響を与えることとなる中小企業への適用拡大は、断固反対する。

3 中小企業軽減税率の引下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和9年3月末まで延長された。我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率（15%）については時限的な措置のどまらず、本則化することを強く求める。

また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について1,600万円への大幅な引上げを求める。

4 政策税制措置の拡充・恒久化

(1) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

「中小企業投資促進税制」は、令和8年度末（令和9年3月末）に延長された。

物価高や人手不足が常態化する中で、生産性向上・付加価値向上等に取り組む中小企業への支援を強化するため、対象設備の拡大や、価格要件の緩和等拡充をした上で、引き続き恒久化を求める。

(2) 少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和8年3月末に期限を迎えることから、延長あるいは恒久化を求める。

併せて、償却資産管理や納税等の事務負担を軽減するため、少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、全ての企業においても、取得価格10万円未満から30万円未満に引上げることを求め、特に中小企業者については50万円未満に拡大する等、設備投資促進の観点から、取得価額の引き上げならびに取得合計額の上限（年間300万円）撤廃し、全額損金算入できるよう求める。

(3) 生産等設備投資促進税制の復活

「中小企業経営強化税制」は、令和8年度末（令和9年3月末）まで延長された。

計画認定手続きが柔軟化されたとはいえ、設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪くハードルが高いといえる。生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図り、国内における設備投資需要を喚起する観点から、延長ではなく中小企業を対象にした生産等設備投資促進税制の復活を求める。

5 交際費課税制度の見直し

中小法人の交際費課税の特例措置は、令和9年3月末までに開始する事業年度まで延長された。交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。コロナ禍でダメージを受けた飲食店および関連事業の支援を念頭に交際費等から除外される飲食費の基準（現行1万円）の緩和と、交際費の全額損金算入を求める。

6 役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与以外については損金不算入とされており、業績連動給与についても同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるよう求める。

7 中小企業欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充

厳しい経営環境の中、特に影響を受けた中小企業に対し、直近過去1年の事業年度に限定されている繰戻し期間を、キャッシュフロー対策として過去3年の事業年度に見直すとともに、恒久化を求める。

8 特定同族会社の留保金課税の廃止

平成19年度税制改正で、外部からの資金調達が難しい状況にある中小企業の財務基盤の強化を図る観点から、資本金1億円以下の中小企業の留保金課税は免除された。

しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、中小企業の経営安定に不可欠な自己資本の充実を阻害する本制度の全面的な廃止を求める。

II 所得課税について

1 所得税の配偶者控除および課税方式の見直し

平成7年度税制改正で、「所得税の壁」の見直しがあったが、若い世代の所得向上や人手不足への対応の観点から、就業調整をしないで済む抜本的な見直しや、具体的な少子化対策については、社会保障制度も含め幅広い視点で議論することが必要である。

法人会は、税や社会保険の急激な負担増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、課税方式の見直しを求めてきた。法人会は、人手不足対策という経済対策にとどまらず、新しい価値観で扶養のあり方や社会保障制度を含めた現行制度を見直していくことを強く求める。

III 資産課税について

1 相続税

平成27年1月より、基礎控除の引き下げとともに最高税率を55%に引上げる等税率構造の見直しが行われた。このため、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。相続人の負担を緩和するため、また少子化対策の観点から、基礎控除3,000万円並びに法定相続人1人あたりの控除額600万円の引き上げを求める。

加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

2 贈与税

(1) 贈与税の基礎控除の見直し

贈与税については、若年世代への資産移転を促し、その有効活用を図る観点から、これまで、直系尊属に対する税率構造の緩和、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置などが講じられている。贈与税は経済の活性化に資することから、基礎控除（110万円）の引き上げを求める。

(2) 相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることとなるが、相続が発生し生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるよう求める。

3 事業承継税制

(1) 本格的な事業承継税制の創設等

事業承継税制の拡充の一環として、令和元年度（2019年度）税制改正で、個人事業者向け事業承継税制も創設されたが、中小企業の円滑な事業承継を推進するため、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し課税し、非上場株式を含む事業用財産の軽減・免除など、本格的な事業承継税制の創設を強く求める。

また、令和6年度税制改正で「特例承継計画」の提出期限が延長され令和8年3月末までとなり、さらに令和7年度税制改正で、認定要件である「贈与の日までに役員就任から3年以上経過していること」が「贈与の直前において役員であること」に緩和され、実質的な適用期限が延長されたものの、コロナ禍による時間的なロスを勘案し、令和9年12月31日が実行期限の特例措置の2年程度の延長を求め、併せて以下の要件の見直しを強く求める。

①相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可

②会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とすること。

③取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直すこと。

また、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど、特例措置以前の申請分の救済を強く求める。

(2) 事業承継におけるM&Aに対応した税制の創設

中小企業においてもM&Aが事業承継に活用される状況を鑑み、売り手及び買い手それぞれに対し、M&Aのインセンティブとして、株式譲渡益にかかる特別控除等を認める税制の創設を求める。

IV 消費課税について

1 軽減税率

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であることから、本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然として強く反対する声が数多くある。引き続き法人会としては、問題があれば速やかに複数税率を単一税率に戻すことを求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

2 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

飲食・小売事業者ほど、移行に伴う煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあり、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例／3年間）や一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（いわゆる少額特例／6年間）を一定の条件の下に恒久化するよう求める。

3 価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられていたが既に失効しており、中小企業者の間で価格転嫁の問題は、消費税に限らず、仕入価格や人件費の上昇も加わり顕在化している。

引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携の上、強力かつ確実に実行されるよう求める。

V 地方税制について

1 固定資産税

(1) 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については、大企業・中小企業の区別なく同一税率で課税されているが、大企業に比べて中小企業は担税力、収益力に差があり、特に地価上昇が顕著な地域で重税感が高まっているため、法人税と同様軽減税率を導入し、中小企業の負担軽減を強く求める。また、評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

(2) 償却資産に係わる固定資産税の廃止

収益状況に関係なく、赤字でも課税される償却資産に係わる固定資産税は、中小企業にとって大きな負担となっており、国際的に見ても稀な税制であることから、廃止を強く求める。

廃止が実現するまでの間は、設備投資の促進を図るため、固定資産税における減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることを求める。

また、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため、賦課期日（1月1日時点）を国税に合わせ各法人の事業年度末にするよう求める。

2 事業所税の廃止

平成15年度税制改正において、新增設分に対して課せられる事業所税は廃止されたが、「事業にかかる事業所税」は存続している。事業所税自体が固定資産税と二重課税的な性格を有すること、市町村合併の進行により課税対象が拡大することなどから、廃止を求める。

3 法人住民税の超過課税の解消

地方税における法人住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平性を欠く安易な課税は行うべきではなく、行財政改革の推進の観点からも速やかな解消を求める。

4 安易な法定外目的税の導入反対

法定外目的税は、環境対策の観点から導入されている場合も多いが、こうした独自課税の実施に当たっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、法人企業に対して安易な課税は行わないよう求める。

5 申告納税の合理化

国と地方の税務行政の効率化、納税者の利便、事務負担の軽減のため、所得税と個人住民税、法人税と法人住民税等の課税対象が同一であるものは、消費税と地方消費税と同様に、税務署への一括申告・納付制度の採用を求める。

VI その他

1 電子申告について

更なる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告（eLTax）とのシステム連携、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

2 社会保険料の法人負担分の減額

社会保障と税の一体改革において、事業主の負担に大きく依存した社会保障制度の見直しなど給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを強く求める。

3 印紙税の廃止

印紙税は流通取引に付随して行われる特定文書の作成行為を捉えて課税するものであるが、文章の作成行為自体担保力があるとは考えられない。また、取引形態の変化により電子決済が普及しペーパーレス化が進む中、文書による取引は課税され、電子商取引は課税されないなど、公平性が著しく損なわれており、印紙税の廃止を求める。

4 マイナンバー制度

税・社会保障に関する行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性・透明性を実現する等メリットは大きい。正確な所得の把握によるきめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現するために必要不可欠な制度であり、今後は「税と社会保障の一体改革の観点」から国民の納得と理解を得られる施策の実施を求める。

5 激甚災害法に基づく激甚災害損失控除の創設

近年大規模自然災害が多発している中、現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合にのみ、差引損失金額から総所得金額等の10%を控除した上で行うこととされている。しかし、

- ①激甚災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること。
- ②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること。
- ③激甚災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず広く納税者の理解と納得が得られると考えられること。

等の観点から、雑損控除から激甚災害による損失を独立させて激甚災害損失控除とし、その際には、所得控除の中における控除の順序についても考慮することを求める。

なお、激甚災害では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用が長期的に発生している。これらの支出についても激甚災害損失控除の対象とすること。

6 税制の簡素化と税務コストの軽減

消費税の導入以降、消費税の軽減税率、適格請求書保存方式（インボイス制度）の導入、電子帳簿保存法の改正、相続税の評価をはじめ税制が複雑で事務負担等のコスト増大を招いている。中小企業の負担は著しく、対応できない企業もある中で、中小企業の活性化のためにも税制を簡素化し、事務負担、税務コストの削減を求める。

第19回 全国女性フォーラム北海道大会（札幌）

令和7年9月18日、全国女性フォーラム北海道大会（札幌）が札幌パークホテルにおいて開催されました。

第1回大会以来となる北海道での開催となり、全国から1,600名の女性部会員が参加、天候にも恵まれ大変な盛り上がりを見せました。

第一部の伊藤亜由美氏による記念講演会に続き、第二部の大会式典では「税に関する絵はがきコンクール」、「食品ロス」などの取組み状況、第三部の懇親会では賑やかな「よさこいソーラン」で幕を開け、「お料理」も好評でした。

また、北海道各地から出店した物産展（29店舗）も大変な賑わいを見せていました。

来年は埼玉県での開催になります。是非ご参加ください。



私たちが公益法人を支えます

（令和7年6月～7年9月 新入会員）

支 部	新 会 員 名	住 所（個人の住所は略）	入 会 の 紹 介 者
山 鼻	(株)塚本造園土木	中) 南9条西20丁目1-36	AIG損害保険(株)札幌支店 伊賀洋介
	(株)グローバル・エデュー	中) 南13条西23丁目4-1	(同)オフィスS・R 上池彩加（札幌会員）
大 通	Jstyle北海道(株)	中) 大通西17丁目1-5 ノワム大通ビル2階東	AIG損害保険(株)神戸支店 矢部
	adswoff社会保険労務士事務所	中) 大通西10丁目4 ダンロップSKビル6階	札幌南法人会 浦瀧専務理事 札幌東法人会 石村事務局長
	道興グループホールディングス(株)	中) 南8条西15丁目2-1	道路工業(株) 中田隆博
円 山	札幌建設(株)	中) 盤渓499-10	大同生命保険(株) 榎場みどり
	(株)豪建	中) 宮の森3条9丁目4番15-401号	AIG損害保険(株)札幌支店 川上知宏
八 軒	(株)West Bridge	西) 八軒4条西3丁目3-1	(株)アップデート 田中丈巳
	アドバンスクリエイイト(株)	北) 北7条西1丁目1-2 SE札幌ビル8階	札幌東より異動
発 寒	宮の森商事(株)	西) 発寒13条3丁目5-13	(株)花岡電器 花岡伸郎
	(有)恒星機械	西) 発寒15条1丁目12-6-3	カクサダクリーニング(株) 成田幸隆
西 野	(株)タイヨウ塗装	西) 西野6条1丁目4-6	AIG損害保険(株) 工藤聡己
	亀吉電設(株)	西) 福井8丁目6-15カルムハウスⅡ-A号	AIG損害保険(株) 工藤聡己
	デプト(株)	西) 西野5条7丁目9-1	札幌南より異動
	(株)ヤマウチ	西) 西野13条8丁目1-18	AIG代理店 (株)グッドパートナー 山中貴雄
	坂口久美子		(株)ビルダップ 原田順子
	(株)さかうえデンキ	西) 西野8条8丁目4-1	AIG代理店 (株)グッドパートナー 山中貴雄
手 稲	銀照塗装工業	手) 明日風5丁目9-14プラシードKV-102	AIG損害保険(株) 小林輝人

札幌市からのお知らせ

従業員の方の個人住民税は給与から特別徴収してください。

●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

事業者（給与支払者）が従業員の住民税を給与から天引き（特別徴収）し、従業員の住所地の市町村へ納入することは、所得税の源泉徴収と同様に、法定義務（地方税法第 321 条の 4）とされております。札幌市では原則としてすべての事業者に特別徴収を実施していただくこととしておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

特別徴収の実施ができず、従業員の方全員分の給与支払報告書を「普通徴収」として提出する場合は、「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします。

※「特別徴収実施困難理由書」の提出がない場合、普通徴収として提出された方に関して特別徴収に切り替えて税額決定通知書をお送りする場合がございますので、御注意願います。

「特別徴収実施困難理由書」の様式については、札幌市ホームページからダウンロードいただくか、札幌市中央市税事務所特別徴収係（TEL：011-596-6149）に御連絡ください。

〔様式ホームページ：https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProcID=2604]
または、 で検索

●特別徴収を始めるための手続きについて

給与支払報告書を提出いただく際に、総括表の報告人数欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分して添付してください。なお、eLTAX を利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。

年度の途中から特別徴収を行う場合は、札幌市中央市税事務所特別徴収係へ「特別徴収への切替依頼書」を御提出ください。インターネットでの手続きも可能です。詳しくはホームページを御確認ください。

〔ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/citytax/tokuchoonline.html>]
または、 で検索

給与支払報告書の提出等は eLTAX（エルタックス）が便利です。

●eLTAX（エルタックス）とは

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。

無償の eLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の税務・会計ソフト（eLTAX 対応のソフトウェアに限ります）を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。

詳しくは、eLTAX ホームページ（地方税共同機構）をご覧ください。< <https://www.eltax.lta.go.jp> >

●eLTAX または光ディスクでの給与支払報告書の提出義務について

令和 8 年度（令和 7 年分）の給与支払報告書の提出について、令和 5 年分の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が 100 枚以上であった場合には、eLTAX または光ディスク等で提出する必要があります。

※ 前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が基準（100 枚）以上となる場合は、給与支払報告書を eLTAX または光ディスク等で提出するよう義務化されています。

●特別徴収税額通知（電子データ）について

eLTAX にて給与支払報告書を提出いただく場合、特別徴収税額通知の受取方法は下記のとおりいずれかを選択いただけます。

特別徴収義務者用	
書面	書面で通知書を受け取る
電子データ	eLTAX で通知書の電子データを受け取る
納税者用	
書面	書面で通知書を受け取る
電子データ	eLTAX で通知書の電子データを受け取る

※「副本通知」は令和 6 年度から廃止されておりますのでご注意ください

納税者用の電子データを選択する場合、税額通知（ZIP ファイル）と eLTAX のパスワード確認サイトの URL 案内文（PDF）を、特別徴収の対象となる従業員全員に配布していただきます。

税額通知の内容は、従業員の方が自ら確認サイトにアクセスしてパスワードを取得し、ZIP ファイルを解凍することで確認できます。ZIP ファイルの解凍にあたって、Windows の場合は対応するソフトのインストールが必要となります。

納税者用の税額通知について電子データで受取を希望される場合は、上記のとおり対応可能かよくご確認いただきますようお願いいたします。（原則として、一度電子データで送付した通知を書面で再発行することはできません。）

いまでも昔もお金は欲しいのだ

フリーランスライター 藤 木 順 平



先日、友人たちとの雑談の中で「昔の1両って、いまのいくらだろう？」という話になったので、間髪を入れず「8万円くらいかな」と言ってやった（諸説ありますが）。江戸時代初期と幕末期では、物価変動で一概には言えないけど、円との換算のしやすさからいえば8万円がちょうどいい。

1両は4000文。で、1文は20円。落語『時そば』で知られる屋台のソバの代金が16文なので、換算して320円。まあ、こんなものだ。ほかに「分（ぶ）」という単位がある。4分で1両。1分は2万円になる。

前置きが長くなったが、江戸時代に「富くじ」という制度があって「富札」が売られた。宝くじみたいなもの。主に、社寺の修理や再建の財源のために庶民からお金を集めた。富札1枚の値段が1分～2分。いまの2万円～4万円なのだ。気楽に買えないよ。見返りは一等が1000両。8000万円になる。

今年の年末ジャンボ宝くじの一等賞金は7億円（1枚300円）。対コスト比率からすると、計算するまでもなく宝くじの勝ち。しかし、宝くじの売り上げは減少している。わかるわかる。だって、当たらないんだものねー（個人的意見）。

筆者紹介

藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

札幌西法人会 担当税理士紹介

（令和7年6月～令和9年6月）

令和7年6月、法人会各支部の担当税理士が変わりましたのでご照会します。

（令和7年7月9日現在）

札幌西法人会 支部	税理士会担当部会	担当税理士
1 桑園	桑園	担当部会長 青山 哲雄
2 大通	大通	担当部会長 坂本 武
3 山鼻	中央・山鼻	担当部会長 青沼 秀
4 円山	円山	担当部会長 近藤 祐司
5 琴似・八軒	琴似	担当部会長 今村 尚司 担当会員 佐藤 陽一
6 発寒・西宮・西野・手稲	西野・発寒・手稲	担当部会長 瀧谷 和隆

国税の

簡単! 便利な!

税 国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は
こちら



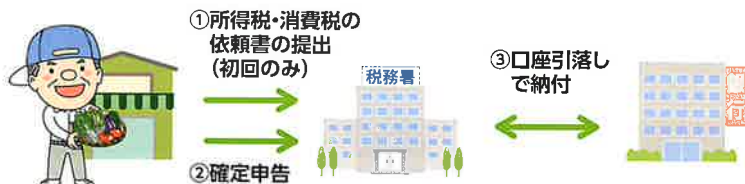
振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続

初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法

「国税クレジットカードお支払サイト(<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

振替納税、ダイレクト納付の申込みが オンライン(e-Tax)でできます! (注) 個人の方に限ります。

国税の振替納税、ダイレクト納付を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で依頼書を提出する必要がありましたが、令和3年1月からオンライン(e-Tax)で提出できます。

振替納税、ダイレクト納付の申込みの手順

- STEP 01 e-Taxにログイン**
(1) e-Taxを初めて利用される方は、e-Taxの利用開始届出書をオンラインで提出してください(利用者識別番号が即時発行されます。)
- STEP 02 振替口座の情報を入力**
(1) e-Taxでご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義を入力します。
(2) ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。
- STEP 03 「提出」ボタンを押して送信**
(1) 送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。
(2) 受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。



手順が少なくって
簡単ね!



振替納税、ダイレクト納付のオンライン申込みのメリット

- ・金融機関又は税務署に書面での提出が不要!
- ・振替依頼書又はダイレクト納付利用届出書の記載が不要!
- ・金融機関届出印の押印が不要!
- ・電子証明書が不要!



事前に準備するものが
少なくて便利だね!

利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関については、国税庁ホームページにある
「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」
「オンライン提出利用可能金融機関一覧(ダイレクト納付)」
をご確認ください。

オンライン提出利用可能
金融機関一覧(振替納税)



オンライン提出利用可能金融
機関一覧(ダイレクト納付)



法人の方はこちらをご覧ください。

法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面で提出する必要がありますので、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(p3)をご利用ください。なお、記載要領については、国税庁ホームページ内「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続



電子納税届出書記載要領



切り取り線で
切りはなして
提出してください



小冊子のご案内

法人会では、会員・非会員を問わず公益事業の一環として、経営、税務、労務等各分野にわたる下記の小冊子を無料で贈呈しています。ご希望の方は、郵送料として1冊、切手110円×2枚を負担していただければ送付いたしますので、事務局まで郵送でお申し込み下さい。

また、直接事務局へ取りにこられても結構です。

(部数に限りがありますので、先着順で各冊子それぞれ2冊までとさせていただきます。法人会員は郵送料無料です。)

- ① 令和7年度版 年末調整実務のポイント ② 令和7年度版 会社取引をめぐる税務Q&A ③ マンガでわかる! 決算書のルール



(67ページ)



(31ページ)



(31ページ)

- ④ 中小企業の労務最前線



(35ページ)

- ⑤ 企業が抱える法的リスクと対応策



(31ページ)

- ⑥ イマドキ「Z世代社員」とのコミュニケーション術



(31ページ)

このままコピーし、下記に記入のうえ切手を同封して送付願います

小冊子の申込書

〒064-0823 札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル3階 ☎624-5788 FAX624-5799
(公社)札幌西法人会 事務局 御中

年 月 日

申込法人名 _____ 会員・非会員 (○で囲む)

郵便番号 住所 _____

電話番号 _____
FAX番号 _____

(切手110円×2枚×○部)を同封して、下記のとおり申し込みます。

法人会員、法人賛助会員、個人賛助会員は郵送料無料としますので、FAXにて申し込みください。

参考図書番号	①	②	③	④	⑤	⑥	計
申込部数							